

その煙、誰かに迷惑かけていませんか？

吸わせないで！たばこの煙



たばこの火がついた部分から立ち昇る煙、「副流煙」。この副流煙には、直接吸い込む煙（主流煙）に比べてより多くの有害物質が含まれています。

「受動喫煙」とは、この副流煙を自分の意志とは関係なく吸い込んでしまうこと。タバコは喫煙者だけでなく、周囲の人にも健康被害をもたらします。

日本では、受動喫煙による年間死亡者は約1万5千人と言われており、受動喫煙は肺がんや虚血性心疾患等、様々な疾患と関連することが明らかになっています。

知らぬ間に、タバコの煙が届いています

近隣トラブル
も発生！

隣や前、上下の家の窓の隙間や、玄関を開けた時などに、煙が入ってくることがあります。

また、換気扇から出た煙が他の家に入っていることもあり、意図せずに周囲に影響が及んでいるかもしれません。



寄せられた
ご意見

たばこの煙が届く範囲はなんと、
直径14メートルの円周内（約95畳）。

外で喫煙する場合も、周囲の方へのより一層のご配慮をお願いします！

- ◆ 隣からの煙の臭いで具合が悪くなった。
- ◆ 家族の健康に影響がないか心配… 等

受動喫煙に係るコールセンター：0120-251-262

受動喫煙対策に関するご質問・ご意見等を承るコールセンターです。

・主に健康増進法の一部を改正する法律に関するご質問・ご意見等を受け付けています。

※受付時間 9:30～18:15（土日・祝日は除く）

<問い合わせ先>

佐倉市健康推進課（健康管理センター）

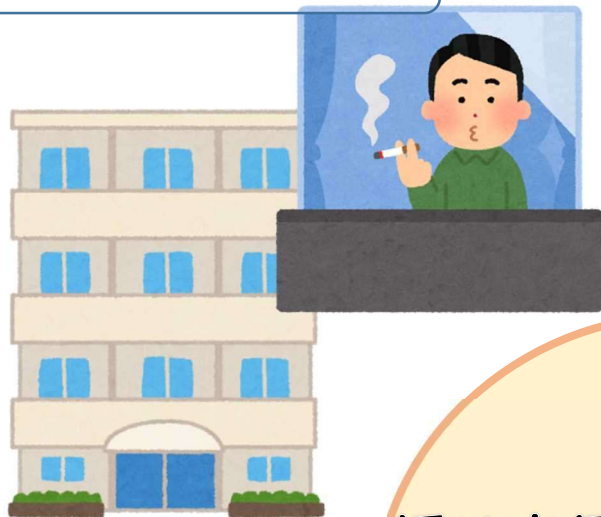
Tel 312-8228（月～金曜日 8:30～17:15）

受動喫煙対策ポスター（当デザイン）とステッカーを作成しています！

◆ご希望の方は、下記健康推進課まで、ご連絡をください。

STOP! 受動喫煙

窓や換気扇からの煙



三次喫煙

（残留受動喫煙）



煙は直径14m届きます



子どもに

吸わせない



煙の配慮は、マナーからルール(※1)に変わりました
近隣や周囲へのご配慮をお願い致します。



禁煙をご希望される方

- ・禁煙外来の情報を掲載しています。
 - ・健康推進課では、禁煙相談を実施しています。
- 右記にご連絡を下さい。

佐倉市たばこ対策ホームページ



佐倉市役所健康推進課

043-312-8228